

神戸市民病院機構における医療事故の公表に関する指針

1. はじめに

神戸市民病院機構では、これまで平成 22 年 3 月に作成された「神戸市民病院機構における医療事故等の公表基準」に基づいて、当機構の病院で発生した医療事故について市民病院医療安全会議等で事例検討を行い、その事実と再発防止の取り組み等を社会に対して積極的に公表してきた。その目的は、医療事故等の事例を公表することにより病院運営の透明性を高めるだけでなく、他の医療機関における類似の医療事故の発生防止に資することであり、ひいては医療の質と安全の向上に貢献することである。しかしながら、最近では医療従事者の特定・識別につながる恐れのある情報まで公表するような、本来の目的から外れた事態が生じている。

医療の安全性を高めしていくためには、医療事故等に関する医療者からの自発的な情報提供をもとに、その原因分析や再発防止策の検討を行い、広く医療者間で情報を共有するという「患者安全に関する報告と学習のシステム」の推進が重要である。これに反して、最近の公表のあり方は、医療者の萎縮を招き、自発的な情報提供を阻害することになると懸念される。このような点を踏まえ、この度「神戸市民病院機構における医療事故の公表に関する指針」を定め、当機構における医療事故公表の目的や公表方法等を改めて明示する。

2. 医療事故公表の目的

神戸市民病院機構の病院において医療事故が発生した場合に、神戸市民病院機構がその事実と再発防止の取り組みなどを自発的に公表する目的は、従来と同様、

- 1) 病院運営の透明性を高め、市民の信頼を得ること
- 2) 当機構だけでなく他の医療機関における類似の医療事故の発生防止に資することであり、これらを通じて医療の質と安全の向上に貢献することを期するものである。

3. 本指針における用語の定義

- 1) 医療事故とは、患者が本来持っていた疾病や体質などの基礎的条件によるものを除き、医療にかかる場所で医療の全過程において発生した患者に傷害を及ぼした事象をいう。医療事故には医療側に過失がある場合とない場合がある。このうち、医療側の過失により起きた医療事故を医療過誤という。

2) 公表の検討対象とする医療事故のレベル区分

レベル	態 様
A	事故のために予期しなかった、もしくは予期していたものを上回る濃厚な処置や治療の必要性が生じた場合
B	事故のために予期しなかった、もしくは予期していたものを上回る永続的な障害や後遺症が残り、有意な機能障害を伴う場合
C	事故が死因となる場合（原疾患の自然経過によるものを除く）

なお、下記 4-1) に示すように警鐘事例に関しては、レベル A～C 以外の医療事故や医療事故に至っていないヒヤリ・ハット事例も検討対象とする。

4. 公表する医療事故の範囲および方法

1) 警鐘事例

- ① 医療側の過失の有無に拘わらず、類似の医療事故の発生防止に資するなど、公表が社会的に大きな意義があると考えられる警鐘事例は、病院長の判断により可及的速やかに個別公表する。

- ② 上記以外の事例（医療事故だけでなくヒヤリハット事例を含む）においても、公表が他の医療機関の事故防止に資すると判断される事例は、病院長の判断により四半期（3ヶ月）ごとに包括公表する。

2) 医療側の過失に起因した事例

- ① 医療側の過失に起因した（または、その可能性が大きい）医療事故のうち、レベルCに該当する事例ならびにレベルBのうち医療側に重大な過失のある事例は、可及的速やかに個別公表する。
- ② 個別公表基準に該当しない医療事故のうち、医療側の過失に起因した事例は四半期（3ヶ月）ごとにレベル毎の件数をまとめて概要を公表する。

3) 公表方法

- ① 包括公表は、神戸市民病院機構ホームページへの掲載による。
- ② 個別公表においては、必要に応じて記者会見を開催する。

5. 公表を判断するプロセス

- 1) 各病院において医療事故等に関する職員からの自発的な報告をもとに、医療安全に関する委員会等で、事例分析や再発防止策等の検討を行うとともに、公表事例に該当するか否かの検討を行う。
- 2) 個別公表事例を含め各病院からの報告事例について、四半期ごとに市民病院医療安全会議等において検討を行う。
なお、市民病院医療安全会議では、透明性を一層高めるとともに、医療安全に関して専門的視点から検討を行うために、外部委員（市民病院以外の医療関係者、弁護士）の参加を求める。
- 3) 以上の検討会での意見を踏まえて、病院長が総合的に判断し、公表に関する最終決定を行う。

6. 公表内容と公表に当たっての留意事項

1) 公表内容

原則として、事例の概要（発生年月、場所、発生状況と経緯、対応・処置）と今後の対策、その他必要な事項を公表する。

2) 個人情報の保護

- ① 公表にあたっては、個人情報の保護に関する法律等に基づいて、患者・家族等のプライバシー・人権に十分配慮し、その内容から患者の特定・識別につながらないように個人情報を保護する。
- ② 医療従事者についても、公表の目的が医療安全対策の推進であることに鑑み、関係者の特定・識別につながらないように配慮する。

3) 患者・家族等の同意

患者・家族等に対しては、事前に公表内容について十分説明を行い、同意を得よう努める。ただし、公表について患者・家族等の同意が得られない場合においても、医療事故公表の目的を踏まえ、患者の特定・識別につながらないように個人情報の保護を行い、原則公表する。

7. 病院のホームページによる公表

個別公表および包括公表とは別に、各病院の医療安全対策等医療安全管理にかかる情報については、年度毎に、各病院のホームページに掲載する。

8. 適用

この指針は平成30年7月1日より適用する。



(参考) 医療事故公表の理由と方法

公表理由		レベル区分			
		レベルC	レベルB	レベルA	その他
警鐘事例	(医療側の過失の有無に拘わらず、公表の社会的意義が大きい)	①			
	(他の医療機関の事故防止に資すると判断される)	②			
医療側の過失が明らかな事例		③	④ 重大過失	⑥	⑦
			⑤ その他		
医療側の過失が不明な事例		⑧	⑨	⑩	⑪
医療側の過失がない事例		⑫	⑬	⑭	⑮

個別公表：①③④ **包括公表**：②⑤⑥ **公表適用外**：⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮
 (⑦⑩⑫⑬⑭⑮は医療安全会議検討対象外)

公表の検討対象とする医療事故のレベル区分

レベル	態 様
A	事故のために予期しなかった、もしくは予期していたものを上回る濃厚な処置や治療の必要性が生じた場合
B	事故のために予期しなかった、もしくは予期していたものを上回る永続的な障害や後遺症が残り、有意な機能障害を伴う場合
C	事故が死因となる場合（原疾患の自然経過によるものを除く）

《考え方》

(①・②) 市民病院医療安全会議で検討する事例は、各病院での検討において社会的・教育的見地から公表が必要と判断された警鐘事例

(③・④・⑤・⑥) 医療側の過失が明らかと判断されたレベルA～Cの事例

(⑧・⑨・⑩) 医療側の過失が不明で、公表基準に合致しているか否かの判断ができていない事例

- レベルAは医療事故に起因した傷害に対して、手術や濃厚な処置を必要とした事例であり、簡単な処置で改善した事例や処置を必要としなかった事例（⑦・⑩・⑮）及び医療側の過失がない事例（⑫・⑬・⑭）は、当会議での検討対象としない。